2　前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新銀行告示第二十九条第十一項、第四十一条第十項、第四十八条第一項第一号及び第百七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二十九条第十一項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第四十一条第十項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第四十八条第一項第一号及び第百七十八条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

3　旧持株告示第十八条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4　前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新持株告示第十八条第十一項、第二十六条第一項第一号及び第百五十六条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十八条第十一項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第二十六条第一項第一号及び第百五十六条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

5　旧信金告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6　前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信金告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第四十二条第一項第一号及び第百七十八条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五条第十二項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第十四条第十一項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第四十二条第一項第一号及び第百七十八条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

7　旧信組告示第五条第一項第一号又は第十四条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

8　前項の場合において、適用日から起算して十年を経過する日までの間における新信組告示第五条第十二項、第十四条第十一項、第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第五条第十二項	、繰延ヘッジ損益及び土地再評価差額金	及び繰延ヘッジ損益
第十四条第十一項	評価・換算差額等に計上される項目	評価・換算差額等に計上される項目（財務諸表等規則第六十七条第一項第三号に規定する土地再評価差額金を除く。）
第十九条第一項第一号及び第百五十四条の五	時価による評価替え又は再評価	時価による評価替え

（その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置）

第八条　新銀行告示第二十八条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	零パーセント
平成二十七年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	二十パーセント
平成二十八年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	四十パーセント
平成二十九年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	六十パーセント
平成三十年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間	八十パーセント

2　新持株告示第十七条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

3　新信金告示第四条第一項第二号のその他の包括利益累計額のうち退職給付に係るものの額については、適用日から起算して五年を経過する日までの間は、第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第二条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。

4　新信金告示第二十二条第一項第二号のその他の包括利益累計額及び新信金告示第三十四条第一項第二号の評価・換算差額等に該当するものの額については、適用日から起算して四年を経過する日までの間は、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入するものとする。